

減損の兆候

企業会計ナビチーム 公認会計士 浦田千賀子

▶ Chikako Urata

監査部門に所属し、人材サービス業、ホテル業、小売業の監査などの会計監査に携わる傍ら、雑誌への寄稿やセミナー講師も行っている。また、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）の編集委員として、会計情報の外部発信業務にも従事。主な著書（共著）に、『図解でざっくり会計シリーズ1 税効果会計のしくみ（第2版）』『3つの視点で会社がわかる「有報」の読み方（最新版）』（いずれも中央経済社）などがある。

企業会計ナビでは当法人のウェブサイトで、会計に関するさまざまなナレッジを発信しています。

本シリーズでは、企業会計ナビが発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介していきます。

今回は「わかりやすい解説シリーズ『減損会計』第3回：減損の兆候」を紹介します。

【ポイント】

- ▶ 減損の兆候とは、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象のことをいいます。全ての資産に対して減損の認識の判定を行うことが、企業の金銭的・時間的負担を増大させる恐れがあることから、まずは減損を検討するか否かの入り口として、減損の兆候を把握します。

固定資産の減損の兆候の例として、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」では、次の四つの例（Ⅰ～Ⅳ）を挙げています。

Ⅰ 営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合

営業活動から生ずる損益、又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みの場合、減損の兆候に該当します。ここでいう「継続してマイナス」とは、おおむね過去2

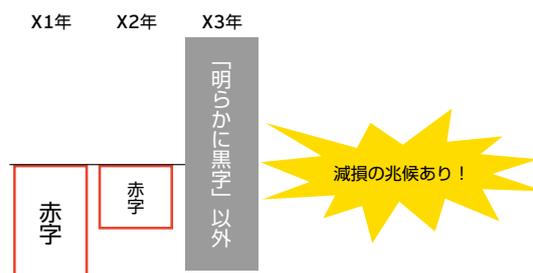
期がマイナスであったことをいいます。

ただし、過去2期がマイナスであっても、当期の見込みが明らかにプラスとなる場合は、減損の兆候に該当しません。

また、「継続してマイナスとなる見込み」とは、実績としては前期しかマイナスではなくても、当期以降の見込みが明らかにマイナスとなる場合を指すものと考えられます。

当期がX3年に該当すると仮定し、<図1>及び<図2>でイメージをつかみましょう。

▶ 図1 継続してマイナスの場合



▶ 図2 継続してマイナスとなる見込みの場合



II 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合

企業の内部事情や、固定資産の個別的な要因により、収益性の低下が生じる、又は見込まれる場合、減損の兆候に該当します。例えば、以下のようなケースが考えられます。

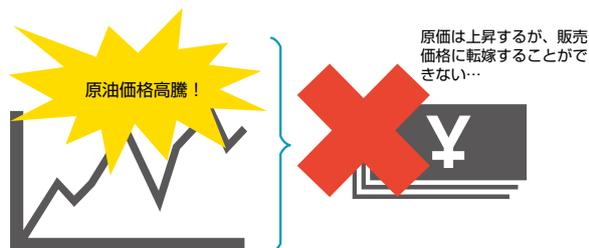
1. 事業の廃止又は再編成（会社分割や事業規模の大幅な縮小なども含む）
2. 予定よりも著しく早期の資産の除去・売却
3. 当初の用途からの転用
4. 資産の遊休化
5. 資産の著しい稼働率低下
6. 資産の著しい機能低下
7. 建設仮勘定について、計画の中止や大幅な延期の決定

III 経営環境の著しい悪化がある場合

社外環境の変化により、収益性の低下が生じる、又は見込まれる場合、減損の兆候に該当します。例えば、以下のようなケースが考えられます。

1. 市場環境の著しい悪化

材料価格の高騰、製商品価格の大幅な下落、販売量の著しい減少などが該当します。



2. 技術的環境の著しい悪化

技術革新による著しい陳腐化、特許期間終了による重要な技術の拡散などが該当します。



3. 法的環境の著しい悪化

重要な法律改正、規制緩和・強化などが該当します。

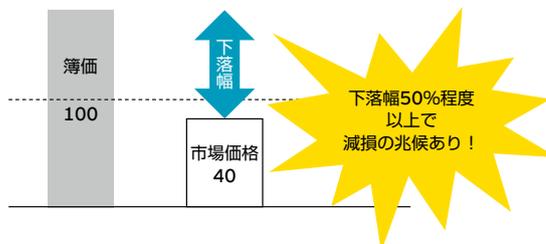


IV 市場価格の著しい下落がある場合

資産又は資産グループの市場価格が簿価から少なくとも50%程度以上下落した場合に、市場価格の著しい下落があると考えます（<図3>参照）。

市場価格とは、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場のことです。上場株式の株価と異なり、事業用資産の場合は市場価格の把握が困難な場合が多々あります。この場合、土地の公示価格や路線価等の一定の評価額や、一般に受け入れられている指標を市場価格と見なして使用します。

▶ 図3 市場価格の著しい下落のイメージ



ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、他に次の項目などの解説を行っています。

【わかりやすい解説シリーズ「減損会計」】

- 第1回：減損会計の概要
- 第2回：資産のグルーピング
- 第3回：減損の兆候
- 第4回：減損損失の認識の判定
- 第5回：減損損失の測定

続きをご覧になりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、検索してください。

▶ 企業会計ナビURL

www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting